

参 考 資 料

目 次

○EC:市中協議文書（グリーン・パートナー）関係	・・・ 1
○EC:監査規則改訂（案）関係	・・・ 3
○APB:職業的懐疑心に関する報告書関係	・・・ 5
○FRC:監査法人の入札制度（案）関係	・・・ 10
○PCA0B:コンセプトリリース（監査報告書の改訂）関係	・・・ 11
○PCA0B:コンセプトリリース（法定監査人の独立性と監査法人 のローテーション）関係	・・・ 13
○監査契約書のひな型関係	・・・ 15

欧州委員会(EC)による法定監査人の役割に関する 市中協議文書(グリーンペーパー)の概要

- 欧州委員会(EC)は2010年10月13日付で「法定監査人の役割に関する市中協議文書(Green Paper)」を公表。
- 欧州委員会は市中協議文書に対しては、同年12月8日までコメントを受け付けた後、2011年2月10日に公開会議を開催し、関係者の意見を聴取。

<概要>

- 市中協議で特に検討する必要があるとされた分野は以下のとおり。

(1) 監査人の役割

: より実質を優先した監査人の役割を検討

(2) 監査事務所のガバナンスと独立性

: 監査事務所の独立性の強化に関して検討

(3) 監査人の監督

: 欧州における監査監督をより統合されたベースで実施することを検討

(4) 寡占と市場構造

: 監査の寡占化が進んでいることを踏まえ、仮に巨大監査法人が倒産した場合の金融システムに与える影響を検討

(5) 真の単一域内市場における監査業務の提供とその障壁の撤廃

: 基準の国際的調和と組み合わせ、監査に関する「欧州パスポート」の創設を検討すべき

(6) 中小監査事務所と中小企業の監査

: 中小企業の実情を踏まえた基準の弾力的な適用の確保

(7) 国際レベルでの協調

: グローバルネットワークで活動している監査法人への対応

○ 主要な提案は、以下のとおり

- ・ 共同監査の義務付け
- ・ 監査法人に対しての当局による監査報酬の支払い
- ・ 過去の監査法人の合併の解消
- ・ 監査法人のローテーション制度の導入
- ・ 大規模監査法人の非監査業務提供の全面禁止
- ・ 監査報告書の改訂(財務諸表の重要なリスク等に関して記載)
- ・ 監査人選定プロセスの透明化(公開入札制度の導入)
- ・ 監査人監督機関の域内・域外での連携
- ・ 欧州域内での監査サービス提供の自由化・監査時における ISA の使用

以 上

欧州委員会(EC)による監査に関する規制案の概要

○欧州委員会(EC)は、2011年11月30日付で「財務諸表に対する信頼性を回復するための監査に関する規制案」を公表。

○本規制案は、2010年10月にECが公表し同年12月までパブリックコメントを実施した『法定監査人の役割に関する市中協議文書(グリーン・ペーパー)』のコメント結果を踏まえて公表されたもの。

※ グリーン・ペーパーで提案されていた、『共同監査の義務付け』、『監査法人に対しての当局による監査報酬の支払い』、『過去の監査法人の合併の解消』などは、今回の案では提示されていない。

<概要>

○2008年の金融危機が欧州の監査制度における多くの欠点を浮き彫りにしたことを契機に、ECは監査人の役割や制度を見直した。

○今回の提案は、以下のような変化をもたらす、最終的には、監査品質や財務諸表への信頼性を向上することを企図している。

- 監査人の役割の明確化
- 監査人の独立性の強化、ビッグ4が寡占している監査市場への多様性の導入
- 欧州域内での監査サービス提供の自由化、法定監査サービスの単一市場の創立
- EU域内の監査法人監督の連携・強化

○主要な提案は、以下のとおり。

監査法人のローテーション制度の導入

- 監査法人が同一企業の監査に従事できる期間は原則として最大6年間とする。
- 同一顧客に再度監査サービスを提供するためには、最低4年間を置かなければならない。
- 共同監査は強制されないが奨励される。共同監査が行われている場合、強制ローテーション期間が9年に延期可能となる。

大規模監査法人の非監査業務提供の全面禁止

- 利益相反を避けるため、大手監査法人は監査業務と非監査業務を分離しなければならない。

監査報告書の改訂(財務諸表の重要なリスク等に関して記載)

監査人選定プロセスの透明化(公開入札制度の導入)

- 上場企業が新たな監査人を選定する場合、公開・透明な入札を実施しなければならない。
- 企業の監査委員会は監査人選定プロセスに緊密に関与すべき。

監査人監督機関の域内・域外での連携

- 監査法人監督の協力を EU レベル、国際レベルにおいて実施することが重要。
- 一案として、監査人監督協力を欧州証券市場機構(ESMA)中心で実施することを提案。

欧州域内での監査サービス提供の自由化・監査時における ISA への準拠の要請

- 監査法人のための EU パスポートを導入し、法定監査の単一市場の創設を提案。
- 上記提案を実現するため、監査法人が欧州域内で監査サービスを提供することを認めるとともに、全ての監査人に対して監査を行う際の国際監査基準(ISA)の遵守を要請。

※上記規制は大手監査法人を前提としたものであり、中小規模監査法人に対しては緩和・例外措置が設けられる。

英国監査基準設定主体の職業的懐疑心の報告書（概要）

- 英国監査基準設定主体(Auditing Practices Board:APB¹)は、2012年3月30日付で「職業的懐疑心・共通認識の確立と監査品質における中心的な役割の再確認」という報告書を公表。

<概要>

- 監査において、職業的懐疑心を発揮するということが具体的にどのようなことを意味するのか、例を挙げて説明。
- 監査において職業的懐疑心が十分に発揮されるために、個々の監査人、監査チーム、監査法人等が取るべき対応を具体的に列挙。
- 国際監査基準に対する働きかけ等を含め、英国監査基準設定主体の今後の対応を説明。

<詳細>

(1) 職業的懐疑心の発揮は具体的にどのようなことを意味するのか

- ① 重要な虚偽記載をもたらすリスクを積極的に発見すべく、リスク評価プロセスにおいて、監査人は経営者の主張を批判的に評価しなければならない。
- ② 経営者の視点ではなく、独自の視点でリスクを評価できるようになるため、監査人は被監査企業のビジネスや環境を深く理解しなければならない。
- ③ 特に企業のビジネスモデルが複雑である場合に、十分な知識や経験を身に付けることは決して容易なことではない。従来型のピラミッド構造の監査チームが常に適切であるとは限らず、企業のビジネスに精通した(監査人ではない)人材を監査チームに加える等、異なる形態も検討されるべきである。
- ④ 経営者の主張を裏付ける証拠を経営者が見つけることができたか検証するための監査手続を監査人は立案するのではなく、経営者の主張と矛盾する証拠が存在していないか積極的に検討するための監査手続を立案すべき。
- ⑤ 監査人は証拠に基づく判断を行う高い能力を必要とし、また以下の条件を満たさない限り、財務諸表が真実かつ公正な概観を示しているかどうかの判断をすべきでない。
 - 質問及び(作成者に対する)説明要求を十分に行ったか。
 - 経営者の主張を検証するための監査手続が十分に行われたか。
 - 監査手続の結果得られた監査証拠が十分説得的であるか否かについて、監査人により批判的な評価、判断が行われたか。
 - 妥当と考えられる代替的な会計処理方法(例:異なる評価方法)が存在する場

¹ 英国の監査監督当局である、財務報告評議会 (FRC) の下部組織

合に、いずれの会計処理方法がより真実かつ公正な概観を示すか、代替的な会計処理方法に関する十分な開示が行われたか、検討がなされたか。

- ⑥ 監査人は、監査の過程で直面した困難の度合いが明らかになるように、監査上の判断及び監査結果のレビュープロセスを監査調書に記載しなければならない。
- ⑦ 監査調書に記載される監査人の監査判断は、証拠のない主張ではなく、最終結論でなければならない。そのため、監査人の結論だけではなく、結論に対する合理的な根拠が記載されなければならない。監査人には高い論理的思考力が求められる。

(2) 職業的懐疑心が十分に発揮されるために、個々の監査人、監査チーム、

監査法人等が取るべき対応

① 個々の監査人がすべきこと

- 企業及び企業のビジネスに対する理解の促進。
- 懐疑心を持ち、経営者の主張に説明を求めることに抵抗を持たない。
- 監査の過程で入手した情報及び説明を批判的に評価し、それらを裏付ける。
- 財務諸表の虚偽記載をもたらす経営者の動機を理解する。
- 認識された乖離や虚偽表示の内容や原因を詳細に調査し、適切な監査証拠が無い状況で結論を急がない。
- 他の監査証拠と矛盾したり、入手された文書や質問に対する回答の信頼性に疑義をもたらす監査証拠の存在に十分注意を払う。
- 経営者の主張に対して説明を求める勇気を持ち、物事を結論に導く粘り強さをもつ。
 - ✓ たとえ経営者の主張に納得しかかかっていても、監査人は他の見解も積極的に検討し、他の見解の方が適切であることはないということを経営者に示させなければならない。

② 監査チームがすべきこと

- ビジネスに関する知識や経験を有する。
- 企業に関して既に知っていることや経営者と形成された関係にとらわれず、不正及び誤謬に基づく虚偽記載が、どのような状況で、どういった会計処理に基づき起こりうるのか、積極的に検討する。
- 異常な事象や取引を識別できるようになるため、企業及びそのビジネスに対する理解を深め、その情報を共有する。
- パートナーやマネージャーはリスク評価や実施される監査手続の立案に積極的に関与する。パートナーやマネージャーは企業及び企業環境の変化を考慮し、それを踏まえた監査手続を立案する。
- 不正や関連当事者の悪用等による重要な虚偽記載の財務諸表への影響について議論するため、パートナーやマネージャーは、監査計画段階のチームミーティングに参加し、積極的に議論をリードする。

- 監査期間中、監査スタッフはパートナーやマネージャーに容易に連絡することができ、パートナー及びマネージャーに対して定期的に相談することが推奨されている。
- 特に監査委員会への報告事項である重要な監査上の判断及び結論に関しては、監査チームが経営者に対して十分に説明を求め、適切なレベルの懐疑心を発揮したことが明確に分かるように監査調書に記載する。
- 監査チームメンバーが実施した監査手続及び監査調書の記載内容の適切性に関してパートナー及びマネージャーはチームメンバーに対して厳しく説明を求め、レビューすることにより、監査に更なる懐疑心をもたらす。なお、必要な場合、監査調書のレビューは対面形式で行われる。

③ 監査法人がすべきこと

- 監査法人の組織風土は以下の重要性を強調している。
 - ✓ 監査上の判断を行うにあたり、被監査会社の株主（や利害関係者）の視点を理解し、それに従う。
 - ✓ 経験の浅いスタッフが適切な懐疑心を発揮できるよう指導する。
 - ✓ 難しい監査判断に関する経験を監査法人内で共有する。
 - ✓ 難しい監査判断を行う場合、他の担当者と協議する。
 - ✓ パートナーが難しい監査判断を行い、それを（クライアントに）伝達しなければならない場合、パートナーをサポートする。
- 懐疑心は監査法人のトレーニングに組み込まれ、また、パートナーやスタッフの業績評価基準に組み込まれている。
- 監査チームの判断及び結論に対して説明を求める、厳格な品質管理レビューを監査法人は要求する。
- 監査法人の監査メソドロジー及びレビュープロセスは以下の点の重要性を強調するとともに、監査人が以下の対応を行う際に実務的なサポートを提供する。
 - ✓ 監査人が独自の視点で厳格なリスク評価を実施することが可能となるよう、企業のビジネス及び経営環境を深く理解する。
 - ✓ 問題が調査され、解決されるための十分な時間を確保するため、監査計画の早い段階で問題を特定する。
 - ✓ 異常な取引を識別するために、財務報告システムの規模及び複雑性に見合った手続きを厳格に実行する。
 - ✓ 監査上の発見事項に対応する形でリスク評価、重要性の基準値、監査計画を見直す。
 - ✓ 監査上の判断を、根拠のない主張ではなく、最終結論として監査調書に記載する。そのため、監査人の結論のみならず、監査手続の実施及びそのレビューの過程で特定された問題点の内容、入手された監査証拠の強さ、株主（及び他の利害関係者）の視点から見た合理的な根拠が記載されなければならない。
 - ✓ 財務諸表または関連資料に含まれる、企業が採用した会計処理や開示が、株主（やその他利害関係者）が想定するものと異なりうると監査人が考える場合、監査委員会（やガバナンスに責任を有する者）にその旨伝達する。
 - ✓ 真実かつ公正な概観に関する監査人の検討を踏まえ、企業のおかれた状

況に照らして株主(やその他利害関係者)に対する開示が十分かつ適切であるか否かが慎重に検討されたことを確かめる。

④ 監査委員会及び経営者の役割

以下の方法を通じて、監査委員会は外部監査における適切な職業的懐疑心を促進すべきである。

- 監査人から質問を求められた際に、経営者や従業員が建設的に応対するような組織風土を促進する。
- 監査人は企業及び経営環境を十分理解したのか、また、理解を踏まえた独自の視点で適切にリスク評価を行ったのか否かについて監査人に説明を求める。
- 経営者と監査人の間で意見が不一致となっている問題や重要な判断を必要とする問題を監査委員会に伝達したか確かめる。
- 監査委員会へ報告が行われた問題点(経営者と監査人が合意に至った問題点を含む)について、監査委員会は監査人が十分深い検討を行ったか否かを理解するよう努めなければならない。例えば、特定の結論に対する監査人による合理的な説明、どのような代替的な会計処理方法が検討されたのか、それらの代替的な会計処理方法の中でなぜ特定の判断が最も適切だと考えられたのかについて説明を要求しなければならない。

(3) 英国監査基準設定主体の今後の対応

国際監査基準及び国際品質管理基準には、本ペーパーに記載された職業的懐疑心に対する理解と合致する要素も多く含まれているものの、監査人は基準に字面通り従うだけで、真に懐疑心に基づいた監査を行わないこともできる。APBは、国際監査基準及び国際品質管理基準が本ペーパーに記載された結論をより踏まえたものとなるため、また、職業的懐疑心の発揮、監査調書への記載、報告において改善の余地があると認めている。

今後の対応として、短期的には財務諸表監査の過程で職業的懐疑心が一貫して発揮されるよう監査人等の行動に大きな変化をもたらすことに重点が置かれるべきであるとAPBは結論付けた。また、IAASBが監査基準を強化するよう影響を与えることにも取り組みたい。

従って、APBは以下を提案する：

- 本ペーパーに記載された監査における職業的懐疑心の性質及び役割の結論について、利害関係者間の議論を促進し、利害関係者の理解を得る。
- 監査実務家や監査法人が、本ペーパーの結論が監査法人のビジネスモデル及び組織風土、監査アプローチに対してどのような影響を与えるか検討し、特定された課題に対する対策を講ずることを奨励する。これは、監査上の判断を行うにあたり、株主(及びその他の利害関係者)の視点を反映させることを含む。
- 監査委員会メンバーや経営者が、監査人による適切な職業的懐疑心の発揮をサポートすることで重要な貢献をしようことを認識し、それを実行に

移すため、本ペーパーの結論について監査委員会メンバーや経営者の理解を得る。

- 財務諸表及び年次報告書作成担当者が、財務諸表を作成し、また、監査人による説明要求に対応するための重要な判断を行う際に、(監査人と)オープンに意見交換・検討することにメリットがあるということについて財務諸表及び年次報告書作成担当者の理解を得る。
- 明瞭化版 ISA の適用レビューの過程で、国際監査基準が本ペーパーに記載された結論を踏まえて改訂されるようにするため、本ペーパーに記載された結論について国際的な理解を得る。

以 上

英国財務報告評議会(FRC)の 監査法人の入札制度（案）の概要

英国財務報告評議会(FRC)は、2012年4月20日付で、監査法人のローテーション制度を含むコーポレートガバナンス改革案を公表し、コメントの募集を行っている（コメント期限：2012年7月13日）。ローテーションに関する提案の概要は以下のとおり。

- 少なくとも10年に1度は監査契約を公開入札に付すか、入札を行わない場合はその理由を株主に説明しなければならない(Comply or Explain Model)。
- 対象は全上場企業ではなく、FTSE350企業のみ（英国の規制市場上場企業は1,000社以上あるが、そのうち350社のみを適用対象としている）。
- 年次報告書の監査委員会に関する記載に以下の内容を含めなければならない。
 - 翌年入札を行う予定か否か。
 - 外部監査人の入札提案の決定プロセスを含め、外部監査人の選任又は再任にあたりとられたアプローチ。
 - なぜ会社は入札を行ったのか、行わなかったのか。
 - 仮に入札を行わなかったのであれば、最後に入札を行った時期。
 - なぜ会社は監査人を再任することを選択したのか、交代させることを選択したのか。
 - 現在の監査人の連続監査期間の根拠情報。
 - 仮に、外部監査人の選択に関する監査委員会の判断を制約する契約義務が存在しているのであれば、その内容。
- 企業が監査人の公開入札を行おうとする場合、株主に通知しなければならない。
- FRCの他の改革案(監査報告書の改訂案含む)とあわせて、2012年10月1日以降に始まる会計年度から適用される見込み。

以上

米国 PCAOB(公開会社会計監督委員会)による

監査報告書の改訂に関するコンセプトリリースの概要

PCAOB は、2011 年 6 月 21 日付で、監査報告書の改訂に関するコンセプト・リリース(コメント期限 2011 年 9 月 30 日)を公表。

監査報告書改訂の目的は、監査プロセス及び、財務諸表内外の情報に関する透明性を増すことである。

本コンセプトリリースにおいて、監査報告書に対する以下の改訂案が記載されているが、これらは相互に排他的なものではない。監査報告書の改訂は以下の要素の 1 つ以上を含むかもしれないし、それ以外の要素を含むかもしれない。

A. 監査人の検討と分析(Auditor's Discussion and Analysis)の記載を新たに求める。

○監査に関する情報

- 監査において識別した監査リスク
- 監査手続及びその結果
- 監査人の独立性

○企業の財務諸表に関する監査人の見解

- 経営者の判断及び見積り
- 会計方針及び実務
- 困難又は議論のあった事項(結果的に財務諸表に反映されたものを含む)
- 重要な事項
 - 会計基準には形式的には準拠している重要な事項のうち、監査人の見解において、その開示により、当該事項及びその財務諸表への影響についての投資家の理解を高められる可能性があるもの。
 - 財務諸表の作成及び表示において、経営者が別の会計及び開示を適用することができたと言及する領域。

B. 強調事項パラグラフの義務付けと拡大を求める。

現行基準では強調事項パラグラフの利用は、監査人の判断に委ねられている。本案では、全ての監査報告書で、強調事項パラグラフとして財務諸表において最も重要な事項について、財務諸表において開示されている場所を参照して強調することを義務付けるもの。強調事項として記載を義務付ける領域には以下のものが考えうる。

- 重要な経営者の判断及び見積り
- 重要な測定の不確実性
- 財務諸表の表示を、より理解するために重要と監査人が判断したその他の領域

C. 財務諸表外のその他の情報に対する監査人の保証を求める。

本案では、年次報告書に含まれる財務諸表以外の情報（MD&A や non-GAAP 情報）や、決算発表（earnings release）に対して監査人が保証を提供することを求めている。

D. 標準監査報告書の文言の明瞭化を求める。

本案では、利用者の理解を促進するため、監査の意味や監査人の責任について追加の説明を行おうとするもの。例えば、以下の文言が対象となる可能性があるとされている。

- ・合理的な保証
- ・不正に対する監査人の責任
- ・財務諸表の開示に対する監査人の責任
- ・財務諸表の作成に関する経営者の責任
- ・財務諸表外の情報に対する監査人の責任
- ・監査人の独立性

以 上

米国PCAOB コンセプトリリース

(法定監査人の独立性及び監査法人のローテーション)の概要

○ PCAOB は、2011 年 8 月 16 日付で、法定監査人の独立性及び監査法人のローテーションに関するコンセプトリリース(コメント期限:2012 年 4 月 22 日) を公表。

<概要>

- 法定監査人の独立性、客観性及び職業的懐疑心を強化するための方法に関して、関係者から意見を募集。
- その具体的な方法として、登録監査法人が公開会社の監査を行う連続期間の年数制限を設ける、監査法人のローテーション制度の導入を提示。
- 監査法人のローテーション制度を導入した場合における連続監査期間の長さ(10 年で制限することを提案)、対象を限定する必要性、導入時に留意すべき事項の有無などにつき、関係者のコメントを募集。コメントを求める主な事項は以下のとおり。
 - ローテーション制度を導入する場合、どの程度の長さの連続監査期間が適当か。
 - 監査対象企業等に応じて異なる制度(年数等)を設けるべきか。
 - ローテーション制度の導入により、監査の効率などに影響はあるか。
 - 一度交代した監査法人が同一企業の監査を再度実施できるまでの期間はどの程度とすべきか。
 - 全ての企業に監査法人のローテーション制度を導入すべきか(大規模企業に限定すべきか)。
 - ローテーション制度が導入された場合でも、企業は自由度を持って監査法人を選択できるか。また、企業に都合のよい意見を言う監査法人を選択しないか。
 - ローテーション制度が導入された場合、監査法人は十分な人材を提供できるか。また、監査人の非監査業務に影響はあるか。
 - 頻繁な監査法人のローテーションにより、監査人による高品質な監査の実施への影響があるか。
 - ローテーション制度を導入する場合のリスク軽減のために PCAOB が考慮すべき事項や、導入に際して基準改訂が必要とされるか。
- このほか、監査法人のローテーション制度の導入に対して考えられる賛成意見及び反対意見について、以下のとおり記載している。
 - ・賛成意見の例:ローテーション制度の導入により法定監査人と顧客との長期間の関係を解消させ、企業の財務諸表を新たな目線で監査することが可能となる
 - ・反対意見の例:法定監査人を変更することにより、コストの増加や監査の質の低下

が生じる可能性がある

- また、監査法人のローテーション制度を導入した場合、SEC 規則の改正が必要となる場合があるとして、SEC との連携の必要性についても言及している。

以上

監査契約書のひな型



【日本公認会計士協会 法規委員会研究報告第 14 号

「監査及び四半期レビュー契約書の作成の作成例」(平成 24 年 3 月 22 日)】

※ 法規委員会研究報告 11 号「監査及び四半期レビュー契約書の作成について」最終改正 23 年 5 月)

○ 報酬の額

(明示的に金額を記載するのが一般的)

○ 追加手続等が発生した場合の対応

添付書類である監査約款に下記の文言を記載することとされている。

第 13 条(報酬の改定の申出)

委嘱者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。



【米国公認会計士協会(AICPA) “AICPA Audit and Accounting Manual AAM Section 3165 Sample Engagement Letters”】

○ 監査契約書の記載例

Our fees will be billed as work progresses and are based on the amount of time required plus out of pocket costs and administrative expenses. Invoices are payable upon presentation. Our initial fee estimate assumes we will receive the aforementioned assistance from your personnel and unexpected circumstances will not be encountered. We will notify you immediately of any circumstances we encounter that could significantly affect our initial estimate of total fees, which we estimate to range from \$XX,XXX to \$XX,XXX. Additional expenses are expected to be \$X,XXX.

(仮訳)

監査報酬は、作業の進捗に応じて請求される。監査報酬は、監査の実施に必要なとなる時間を基準として算出され、立替経費及び一般管理費が加算される。また、請求書は呈示後支払い可能となる。監査報酬の当初見積金額は、貴社の従業員から前述の協力(訳注:明細表、勘定分析の作成等)が得られ、想定外の状況に直面しないことを前提としている。監査報酬の当初見積金額は、\$XX,XXXから\$XX,XXXの間であるが、監査報酬当初見積金額に大幅に影響を与える状況に直面した場合、すぐ貴社に連絡する。付随費用は\$X,XXXと見積もられる。

○ 監査人が想定外の状況に直面した例

03 Change in Circumstances From Those Contemplated in Original Engagement Letter

As we agreed in our original engagement letter dated [date] we are notifying you that our audit of your December 31, 20XX financial statements requires additional procedures.

We have found that certain guest checks are held for only three months after they are paid. Thus, a substantial number of guest checks are not available for examination. Fortunately, your internal control activities allow us to use

alternative procedures to satisfy ourselves on this part of the audit. However, this will require substantially more time than examining guest checks.

The fee for these additional services will be at our standard per diem rates and added to the fees quoted in our previous letter.

The situation has been discussed with your controller, who assured us that in the future all guest checks will be kept for two years.

If this letter correctly expresses your understanding, please sign the enclosed copy where indicated and return it to us.

(仮訳)

[年月日]付の監査契約書で合意したとおり、20XX年12月期の財務諸表監査において追加手続を行う必要が生じたため通知する。

ある種類の顧客伝票は、顧客による支払い後3ヶ月間しか保存されていないことが明らかとなった。このため、かなりの数の顧客伝票に対して監査手続を実施することができない状況である。幸い、貴社の内部統制活動により、この部分の監査を実施するための代替手続を行うことは可能である。但し、代替手続の実施に伴い、顧客伝票の査閲を行う場合に比べてかなり多くの時間を費やすこととなる。

追加の監査報酬は、当法人の標準単価に基づき計算され、当初の監査契約書に記載された監査報酬に加算される。

この状況に関して貴社の経理課長と討議を行い、今後は2年分の顧客伝票の保存を了解頂いた。

この通知の内容が貴職の理解と一致していれば、添付の書類に署名の上、返送いただきたい。

監査及び四半期レビュー契約書

委嘱者

受嘱者

収入印紙貼付欄

監査及び四半期レビュー契約書

受嘱者

受嘱者

受嘱者と受嘱者とは、会社法所定の会計監査人の欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと、金融商品取引法の定める特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づき独立性の保持を確認し、次のとおり監査及び四半期レビュー契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本契約の監査業務に関して、また、「四半期レビュー約款」は本契約の四半期レビュー業務に関して、本契約と一体をなすものとして、受嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査及び四半期レビューの目的及び範囲

(1) 監査

受嘱者は、独立の立場から、次に掲げる受嘱者の財務書類等に対する意見を表明することを目的として、監査を実施する。

ア 会社法監査（会社法第436条第2項第1号及び会社法第444条第4項に基づく監査）

(ア) 計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（注1）並びにその附属明細書

(イ) 連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表（注2、3a）

イ 金融商品取引法監査（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく監査）

(ア) 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、（注3b）重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表

(イ) 連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書（注3d）、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表（注3a）

ウ 内部統制監査（金融商品取引法第193条の2第2項に基づく監査）
内部統制報告書

(2) 四半期レビュー（金融商品取引法第193条の2第1項に基づく四半期レビュー）
受嘱者は、独立の立場から、受嘱者の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書（受嘱者が作成する場合に限る）（注3c、3d）及び注記に対する受嘱者の結論を表明することを目的として、四半期レビューを行う。

(注1) 会社計算規則第57条第3項の規定に基づき、「個別注記表」と題する計算関係書類を作成しない場合は、「及び個別注記表」の箇所を「、重要な会計方針及びその他の注記」に置き換える。

(注2) 会社計算規則第57条第3項の規定に基づき、「連結注記表」と題する計算関係書類を作成しない場合は、「及び連結注記表」の箇所を「、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」に置き換える。

(注3) 次に掲げるような状況に応じて、適宜、変更し又は削除する。

- a. 連結計算書類又は連結財務諸表を作成しない場合
- b. 連結財務諸表を作成しないため、「キャッシュ・フロー計算書」を作成する場合
- c. 四半期連結財務諸表を作成しないため、四半期財務諸表を作成する場合
- d. 「(四半期) 連結損益及び包括利益計算書」を作成する場合

2. 監査及び四半期レビューの対象となる事業年度

第	期	自	平成	年	月	日
		至	平成	年	月	日

3. 業務執行社員の氏名	
公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与会計期間○会計期間)	
公認会計士 ○ ○ ○ ○ (当該事業年度を含む継続関与会計期間○会計期間)	
4. 業務執行社員以外の主な監査従事者の氏名及び資格	
公認会計士 ○ ○ ○ ○	
5. 監査報告書等の提出時期	
(1) 監査	
ア 会社法監査 (注1)	
(ア) 計算書類及びその附属明細書に対するもの	平成 年 月
(イ) 連結計算書類 (注2) に対するもの	平成 年 月
イ 金融商品取引法監査	
(ア) 財務諸表に対するもの	平成 年 月
(イ) 連結財務諸表 (注2) に対するもの	平成 年 月
ウ 内部統制監査	
内部統制報告書に対するもの	平成 年 月
(2) 四半期レビュー	
ア 第1四半期連結財務諸表 (注2) に対するもの	平成 年 月
イ 第2四半期連結財務諸表 (注2) に対するもの	平成 年 月
ウ 第3四半期連結財務諸表 (注2) に対するもの	平成 年 月
(注1) 委嘱者の特定取締役、特定監査役及び受嘱者の間で合意により定め た日を提出期限とする場合には、当該期限を記載する。 (注2) 作成の有無又は作成される書類の名称に応じて適宜記載する。	
6. 受嘱者との連絡に当たっての委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部署	
7. 監査及び四半期レビュー予定時間数並びに監査及び四半期レビュー従事場所、時期 及び日程	

(1) 監査及び四半期レビュー予定時間	
監査従事者の監査及び四半期レビュー予定時間数については、受嘱者が定める監査 計画及び四半期レビュー計画に従い、次のとおりとする。	
業務執行社員	時間
公認会計士	
その他	
計	時間
(2) 監査及び四半期レビュー従事場所、時期及び日程	
監査及び四半期レビュー従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、 別途協議する。	
8. 報酬の額及びその支払の時期	
(1) 報酬の額	
(2) 支払の時期	
9. 経費の負担	
10. 責任限定契約	
(1) 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害については、受嘱者に悪意又は 重大な過失があった場合を除き、〇〇万円又は受嘱者の会計監査人としての在職中 に報酬その他の職務執行の対価として受嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上 の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいず れか高い額をもって、受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。	
(2) 受嘱者の行為が (1) の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断 し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。	
(注) 責任の一部免除に関する定款の定めがない場合は「10. 責任限定契約」 は削除する。	

11. 特約
(1) 裁判の管轄

(2) その他

本契約締結の証として本契約書2通を作成し当事者各1通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

監査約款

第1条 (監査の公共性)

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を重り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条 (受嘱者の責任)

受嘱者は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行う。監査の基準で求められているとおり、受嘱者は、職業倫理に関する規定を遵守し、計算書類及びその附属明細書(連結計算書類を作成する場合は、連結計算書類を含む、以下あわせて「計算関係書類」という。)並びに財務諸表(連結財務諸表を作成する場合は、連結財務諸表を含む、以下同じ。)に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する。

2. 受嘱者は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行う。財務報告に係る内部統制の監査の基準で求められているとおり、受嘱者は、職業倫理に関する規定を遵守し、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施する。

第3条 (監査の性質及び限界)

委嘱者は、計算関係書類及び財務諸表(以下あわせて「財務諸表等」という。)の監査について次に掲げる事項を理解する。

- 一 監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施すること
- 二 監査手続は、受嘱者の判断により、不正又は隠蔽による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用されること
- 三 受嘱者は、委嘱者が採用した会計方針及びその適用方法並びに委嘱者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討すること

2. 委嘱者は、内部統制監査については、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果

- 一 内部統制監査においては、内部統制報告書に定める手続を実施すること
- 二 内部統制監査の監査手続は、受嘱者の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用されること
- 三 受嘱者は、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について委嘱者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討すること

3. 委嘱者は、監査及び内部統制の固有の限界のため、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、適切に監査を計画し実施しても、重要な虚偽表示が発見されないという回避できないリスクがあることを了解する。

4. 委嘱者は、財務報告に係る内部統制の監査を実施したとしても、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があることを了解する。

5. 受嘱者の行う財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、受嘱者は、リスク評価の実施に際して、状況に依じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。なお、受嘱者は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、筆面により監査役若しくは監査委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)に報告するものとする。

第4条 (受嘱者の責任)

委嘱者の経営者は、次に掲げる責任を有する。
一 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示すること

二 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び財務諸表等の用語、格式及び作成方法に関する規則(連結財務諸表を作成する場合は、連結財務諸表の用語、格式及び作成方法に関する規則を含む。)に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること

三 我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示すること

四 不正又は虚偽による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること

五 受嘱者が以下を提供すること

ア 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等及び内部統制報告書の作成に関連すると認められる重要な事項

イ 監査報告書日及び内部統制監査報告書日までに開催される株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な議事録

ウ 受嘱者から要請のある財務諸表監査及び内部統制監査のための追加的情報

エ 監査証拠を入手するために必要であると受嘱者が判断する、受嘱者の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会

2. 受嘱者は、予定されている日程どおりに受嘱者が監査を完了できるようにしなければならない

3. 受嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署(関係会社等を含む。)に対し周知を図らなければならない

4. 受嘱者は、受嘱者が金融商品取引法に基づき通知した法令違反等事実に対し、是正その他の適切な措置をとらなければならない

5. 受嘱者は、監査報告書日の翌日から監査の対象となった財務諸表等の発行日(財務諸表等及び監査報告書が第三者に入手可能な日)までの間に知られた財務諸表等に関する事実を受嘱者に通知しなければならない。内部統制監査報告書日及び内部統制報告書の発行日(内部統制報告書及び内部統制監査報告書が第三者に入手可能な日)をいう。またその間に知られた事実についても同様とする

6. 受嘱者は、受嘱者が監査報告書日及び内部統制監査報告書日に、受嘱者の経営者から経営者権限を入手することを了解する。経営者権限には、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準を要求されている確認事項並びに他の監査証拠を要する事項に必要と認められる事項並びに経営者が責任を果たした旨を記載するものとする。

第5条 (監査報告書等の格式及び内容)

受嘱者は、日本公認会計士協会が公表した監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」(改正を含む。)に従い監査報告書を作成し、同委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(改正を含む。)に従い内部統制監査報告書を作成する。

2. 受嘱者は、前項にかかわらず、受嘱者が、提出する監査報告書又は内部統制監査報告書の意見の格式や類型及び記載内容について、監査の過程で判明した事項に基づき、状況に於いて変更することができることを了解する。

第6条 (構成単位に関するコミュニケーション)

受嘱者は、受嘱者の構成単位(連結計算書類又は連結財務諸表を作成する場合において、連結計算書類又は連結財務諸表に含まれる財務諸表の作成単位となる企業又はその他の事業単位をいう。以下同じ。)に関するコミュニケーションについて、次に掲げる事項を了解する。

一 受嘱者と構成単位の監査人との間のコミュニケーションは制約されないこと

二 構成単位の監査人と構成単位の経営者又は構成単位の監査役等その他の統治責任者の間で、内部統制の重要な不備に関するものを含め、重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してその内容が伝達されること

三 規則当局と構成単位との間で財務報告事項に関連する重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してその内容が伝達されること

四 受嘱者が必要と認められた範囲において、次の事項を実施すること

ア 構成単位の情報を入手すること、並びに構成単位の経営者、構成単位の監査役等その他の統治責任者及び構成単位の監査人(受嘱者が求める関連する監査書類を含む。)へ接すること

イ 構成単位の財務情報に関して作業を実施すること、又は構成単位の監査人へ作業の実施を依頼すること

第7条 (監査役等とのコミュニケーション)

受嘱者は、受嘱者の監査役等と連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行って監査を実施する。

2. 受嘱者は、受嘱者が受嘱者の監査役等と連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行って監査を実施できるように、十分配慮を行う。

第8条 (他の公認会計士等又は外部専門家からの利用)

受嘱者は、受嘱者が監査業務を行うに当たり、他の公認会計士等(受嘱者が所属するネットワーク内におけるネットワーク・フォーラムを含む。以下同じ。)を利用する場合は、以下の事項を考慮して監査を実施する必要があること

2. 受嘱者が監査を実施する過程で、外部専門家の利用が必要と判断した場合には、外部専門家を利用することができるものとする。

第9条 (守秘義務)

受嘱者は、業務上知り得た受嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密から除外するものとする。

一 受嘱者から開示された時点で、既に公知となっていたもの

二 受嘱者から開示された時点で、既に受嘱者が保有していたもの

三 受嘱者が、正当な権限を有する第三者から開示されたもの

四 受嘱者は、前項の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。

一 受嘱者が、公認会計士法に基づき公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合

二 受嘱者が、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合

三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合

四 受嘱者が、監査業務の引継ぎに際し、後任監査人(監査人予定者を含む。以下同じ。)からの質問及び監査書類の閲覧請求に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表等における虚偽の表示に関する情報又は状況を伝達する場合

五 受嘱者が、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合

六 受嘱者が、訴訟、調停又は裁判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

第10条 (資料等の帰属)

受嘱者が監査手続遂行上入手若しくは作成した資料に関する権利、又は質問若しくは確認に対する回答書等で受嘱者に対して返還を予定していないものについては、受嘱者の所有とする。

第11条 (監査報告書等の利用)

受嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書及び内部統制監査報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。転載等をする場合には、監査の対象となった財務諸表等及び内部統制報告書と一体として利用しなければならない。

第12条 (独立性の保持に関する情報提供)

受嘱者と受嘱者は、監査が受嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によつてはなされ得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利益関係等及び日本公認会計士協会倫理規則の独立性を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しななければならない。

第13条 (報酬の改定の申出)

受購者の内部統制の不備、経営組織の改変、監査対象取引の増加又は合併買収の実施等が原因として監査業務の時間数が予定を超えた場合には、受購者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるとし、この場合には双方同意をもって協議するものとする。

第14条 (契約の解除・終了)

次の各号に該当する場合、受購者は受購者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、受購者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受購者に支払うものとする。なお、受購者は、本項に基づき本契約が解除された場合、契約書本文又は定められた支払の時期にかかわらず、受購者が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。

- 一 受購者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
- 二 受購者が、法令、定款、その他の遵守すべき規則又は初稿を遵守しない場合
- 三 受購者の主な株主、役員若しくは主な取引先等が反社会的勢力であると判明した場合又は受購者の実質的な主要株主が把握できない場合
- 四 受購者が、その資産の保有等に關する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置をとらない場合
- 五 受購者の役員が受購者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受購者の受購者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
- 六 受購者が、金融商品取引法に基づき受購者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出した場合
- 七 受購者の破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあった場合

2. 受購者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったときは、受購者は本契約を解除することができる。この場合において、受購者は、既に受領した報酬を受購者に返還するものとする。

3. 受購者及び受購者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第12条に定める独立性を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。

4. 本契約の解除又は終了の場合、受購者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入力したときは、必要と認められた事項について十分な引継ぎを行う。この場合において、受購者は、受購者が引継ぎを行うために要した費用を負担する。

5. 本契約が解除された場合、受購者は、受購者が臨時報告書に記載する受購者の異動に至った理由及び経緯等に対する受購者の意見を臨時報告書に記載しなければならぬ。

6. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第9条、第11条、本条、第15条及び第16条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第15条 (損害の賠償)

受購者又は受購者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第16条 (その他)

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方同意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛争調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

AAM Section 3165

Sample Engagement Letters

.01 Following are illustrative engagement letters. These illustrative letters are examples and may not include all representations necessary for a particular engagement. They may be used as a starting point in the design of specific letters and then tailored to satisfy the terms of a particular engagement. These illustrative engagement letters are intended to be used in connection with engagements of nonpublic entities and are not intended to be used in connection with audits of public entities that are required to be audited under standards set by the Public Company Accounting Oversight Board.

.02 Audit Engagement Leading to Opinion

LACKO, LYNCH, BROWN & COMPANY

Certified Public
Accountants

[Date]

Mr. Matt Decker, President
Civil War Antiques, Inc.
111 Burnside Highway
Sharpsburg, Maryland 00000

Dear Mr. Decker:

This will confirm our understanding of the services we will provide to Civil War Antiques, Inc. (the Company) for the year ending December 31, 20XX.

We will audit the balance sheet of Civil War Antiques, Inc. as of December 31, 20XX, and the related statements of income, retained earnings, and cash flows for the year then ended, for the purpose of expressing an opinion on them.

Audit Objective

The objective of our audit is the expression of an opinion as to whether your financial statements are fairly presented, in all material respects, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Our audit will be conducted in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America and will include tests of accounting records and other procedures we consider necessary to enable us to express such an opinion. If circumstances preclude us from issuing an unqualified opinion, we will discuss the reasons with you in advance. If, for any reason, we are unable to complete the audit or are unable to form or have not formed an opinion, we may decline to express an opinion or decline to issue a report as a result of the engagement.

Audit Procedures

An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. Accordingly, the areas and number of transactions selected for testing will involve judgment. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation.

We will plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement, whether caused by errors or fraud. Also, an audit is not designed to detect error or fraud that is immaterial to the financial statements. We will inform you of all matters of fraud that come

to our attention. We will also inform you of illegal acts that come to our attention, unless they are clearly inconsequential.¹

Our procedures will include tests of transactions recorded in the accounts, tests of the physical existence of inventory, and direct confirmation of receivables and certain other assets and liabilities by correspondence with selected customers, creditors, legal counsel, and financial institutions. At the conclusion of our audit, we will request certain written representations (a "representation letter") from you about the financial statements and related matters.

Because an audit is designed to provide reasonable, but not absolute, assurance and because we will not perform a detailed examination of all transactions, there is a risk that material misstatements or noncompliance may exist and not be detected by us. In addition, an audit is not designed to detect immaterial misstatements, or violations of laws or governmental regulations that do not have a direct and material effect on the financial statements. However, we will inform you and those charged with governance, defined as the person(s) with responsibility for overseeing the strategic direction of the entity and obligations related to the accountability of the entity, including oversight of the financial reporting process, of any material errors and any fraudulent financial reporting or misappropriation of assets that comes to our attention. We will also inform you and those charged with governance of any violations of laws or governmental regulations that come to our attention, unless clearly inconsequential. Our responsibility as auditors is limited to the period covered by our audit and does not extend to matters that might arise during any later periods for which we are not engaged as auditors.

An audit includes obtaining an understanding of the entity and its environment, including its internal control sufficient to assess the risks of material misstatement of the financial statements whether due to error or fraud and to design the nature, timing, and extent of further audit procedures. An audit is not designed to provide assurance on internal control or to identify deficiencies in internal control. However, we are responsible for communicating to you and those charged with governance internal control related matters that are required to be communicated under Statements on Auditing Standards.

Management Responsibilities

The Company's management is responsible for the basic financial statements and all accompanying information as well as all assertions contained therein. Encompassed in that responsibility are the establishment and maintenance of effective internal control over financial reporting; the establishment and maintenance of proper accounting records; the selection of appropriate accounting principles; the safeguarding of assets; fair presentation of the financial statements with accounting principles generally accepted in the United States of America; and compliance with relevant laws and regulations. Management is also responsible for making all financial records and related information available to us and for the accuracy and completeness of that information.

The Company's management is responsible for adjusting the financial statements to correct material misstatements and for affirming to us in the representation letter that the effects of any uncorrected misstatements aggregated by us during the current engagement and pertaining to the latest period presented are immaterial, both individually and in the aggregate, to the financial statements taken as a whole.

The Company's management is responsible for the design and implementation of programs and controls to prevent and detect fraud and for informing us about all known or suspected fraud or illegal acts affecting the Company involving management, employees who have significant roles in internal control, and others where the fraud or illegal acts could have a material effect on the financial statements. Management's responsibilities include informing us of your knowledge of any allegations of fraud or suspected fraud or illegal acts affecting the Company received in communications from employees, former employees, regulators, or others, in

¹ Some practitioners prefer to include in an engagement letter a clause that would indemnify them against knowing management misrepresentations in jurisdictions where such clauses are permitted. Ethics Ruling No. 94, "Indemnification Clause in Engagement Letters," under Rule 101, *Independence* (AICPA, *Professional Standards*, ET sec. 191 par. 188-189), states that the following indemnification clause in an engagement letter would not impair a CPA's independence: The client agrees to release, indemnify, and hold me (us) (and my (our) partners and our heirs, executors, personal representatives, successors, and assigns) harmless from any liability and costs resulting from knowing misrepresentations by management. Auditors of publicly held companies also should consider the applicable Securities and Exchange Commission rules on independence before including an indemnification clause in an engagement letter. Note that the AICPA Professional Ethics Executive Committee (PEEC) is currently addressing the issue of indemnification clauses.

addition, the Company's management is responsible for identifying and ensuring that the Corporation complies with applicable laws and regulations and for taking timely and appropriate steps to remedy any fraud, illegal acts, or violations of contracts or grant agreements, or abuse that we may report.

Management is responsible for making all management decisions and performing all management functions, for designating an individual with suitable skill knowledge, or experience to oversee the tax services or any other nonattest services we provide, and for evaluating the adequacy and results of those services and accepting responsibility for them.

Other Engagement Matters and Limitations

As part of our engagement for the year ending December 31, 20XX, we will review the federal and state income tax returns for Civil War Antiques, Inc. Further, we will be available during the year to consult with you on the tax effects of any proposed transactions or contemplated changes in business policies.

Professional standards require us to be independent with respect to the Company in the performance of our services. Any discussions that you have with personnel of our firm regarding employment could pose a threat to our independence. Therefore, we request that you inform us prior to any such discussions so that we can implement appropriate safeguards to maintain our independence. In addition, if you hire one of our personnel, you agree to pay us a fee of [XX] percent of that individual's base compensation at the Company, [xx] days from the first day of employment.

Audit Administration, Fees, and Other

We may from time to time, and depending on the circumstances, use third party service providers in serving your account. We may share confidential information about you with these service providers, but remain committed to maintaining the confidentiality and security of your information. Accordingly, we maintain internal policies, procedures, and safeguards to protect the confidentiality of your personal information. In addition, we will secure confidentiality agreements with all service providers to maintain the confidentiality of your information and we will take reasonable precautions to determine that they have appropriate procedures in place to prevent the unauthorized release of your confidential information to others. In the event that we are unable to secure an appropriate confidentiality agreement, you will be asked to provide your consent prior to the sharing of your confidential information with the third party service provider. Furthermore, we will remain responsible for the work provided by any such third party service providers.²

Auditing standards generally accepted in the United States of America require that we communicate certain additional matters related to the conduct of our audit to those charged with governance. Such matters include (1) our responsibilities under auditing standards generally accepted in the United States of America; (2) an overview of the planned scope and timing of the audit; (3) significant findings from the audit, including, among others: (a) the initial selection of and changes in significant accounting policies and their application; (b) the process used by management in formulating particularly sensitive accounting estimates and the basis for our conclusions regarding the reasonableness of those estimates; (c) significant difficulties that we encountered in dealing with management related to the performance of the audit; (d) audit adjustments that could, in our judgment, either individually or in the aggregate, have a significant effect on your financial reporting process and uncorrected misstatements of the financial statements that were determined by management to be immaterial, both individually and in the aggregate, to the financial statements taken as a whole; (e) any disagreements with management, whether or not satisfactorily resolved, about matters that individually or in the aggregate could be significant to the financial statements or our report; (f) management representations; (g) our views about matters that were the subject of management's consultation with other accountants about auditing and accounting matters; (h) major issues that were discussed with management in connection with the retention of our services, including, among other matters, any discussions regarding the application of accounting principles and auditing standards, and if applicable, events or conditions

² Ethics Ruling No. 112, "Use of a Third-Party Service Provider to Assist a Member in Providing Professional Services," under Rule 102, *Integrity and Objectivity* (AICPA, *Professional Standards*, ET sec. 191 par. 224-225), requires that clients be informed if the firm will outsource professional services to third party service providers. If an audit firm intends to use third party service providers (that is, entities not controlled by the audit firm or individuals not employed by the audit firm), to perform portions of the audit (for example, input tax return information, act as a specialist, or audit an element of the financial statements), the client must be informed before confidential client information is shared with the service provider. If a third party service provider is not used to perform professional services, this paragraph can be omitted.

indicating there could be a substantial doubt about the entity's ability to continue as a going concern for a reasonable period of time; and (4) other matters as considered necessary or required to be communicated under professional standards.

Assistance to be supplied by your personnel, including the preparation of schedules and analyses of accounts, is described in a separate attachment. Timely completion of this work will facilitate the completion of our audit.

If you intend to publish or otherwise reproduce the financial statements and make reference to our firm, you agree to provide us with printers' proofs or masters for our review and approval before printing. You also agree to provide us with a copy of the final reproduced material for our approval before it is distributed.

Our fees will be billed as work progresses and are based on the amount of time required plus out of pocket costs and administrative expenses. Invoices are payable upon presentation. Our initial fee estimate assumes we will receive the aforementioned assistance from your personnel and unexpected circumstances will not be encountered. We will notify you immediately of any circumstances we encounter that could significantly affect our initial estimate of total fees, which we estimate to range from \$XX,XXX to \$XX,XXX. Additional expenses are expected to be \$X,XXX.

The audit documentation for this engagement is the property of Lacko, Lynch, Brown & Company and constitutes confidential information. However, we may be requested to make certain audit documentation available to [name of regulator] pursuant to authority given to it by law or regulation. If requested, access to such audit documentation will be provided under the supervision of Lacko, Lynch, Brown & Company personnel. Furthermore, upon request, we may provide photocopies of selected audit documentation to [name of regulator]. The [name of regulator] may intend, or decide, to distribute the photocopies or information contained therein to others, including governmental agencies.

We appreciate the opportunity to serve you and trust that our association will be a long and pleasant one. If you have any questions, please contact us. If this letter correctly expresses your understanding, please sign the enclosed copy where indicated and return it to us.

Sincerely,

LACKO, LYNCH, BROWN & COMPANY

[Engagement Partner's Signature]

Accepted and agreed to:

[Client Representative's Signature]

[Title]

[Date]

.03 Change in Circumstances From Those Contemplated in Original Engagement Letter

MACARTHUR & KENNEY, CPA'S

Certified Public Accountants

[Date]

Mr. James Melakon, Treasurer
Nimbus Country Club
64 Vasily Road
Velikiye Luki, Ohio 10000

Dear Mr. Melakon:

As we agreed in our original engagement letter dated [date] we are notifying you that our audit of your December 31, 20XX financial statements requires additional procedures.

We have found that certain guest checks are held for only three months after they are paid. Thus, a substantial number of guest checks are not available for examination. Fortunately, your internal control activities allow us to use alternative procedures to satisfy ourselves on this part of the audit. However, this will require substantially more time than examining guest checks.

The fee for these additional services will be billed at our standard per diem rates and added to the fees quoted in our previous letter.

The situation has been discussed with your controller, who assured us that in the future all guest checks will be kept for two years.

If this letter correctly expresses your understanding, please sign the enclosed copy where indicated and return it to us.

Very truly yours,

MACARTHUR & KENNEY, CPA'S

[Engagement Partner's Signature]

Accepted and agreed to:

[Client Representative's Signature]

[Title]

[Date]